

# 千葉市建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領

## 1 趣旨

この要領は、建設現場の遠隔臨場に関する（以下「遠隔臨場」という。）試行に関し、監督・検査業務に必要な事項を定める。

## 2 目的

千葉市が発注する公共工事において、「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用することにより、受発注者の作業効率化を図ることを目的とする。

## 3 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「千葉市土木工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

実施手順	受注者の実施項目
<pre>graph TD; A[施工計画書] --&gt; B[機器の準備]; B --&gt; C[遠隔臨場による段階確認等の実施];</pre>	<ul style="list-style-type: none"><li>①施工計画書の作成<ul style="list-style-type: none"><li>・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目</li></ul></li><li>②機器の準備<ul style="list-style-type: none"><li>・動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）</li><li>・Web 会議システム等</li></ul></li><li>③段階確認等の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・事前準備</li><li>・遠隔臨場の映像（実施状況）の配信・記録</li></ul></li></ul>

図1 受注者の実施項目

## 4 準拠する要領等

本要領に定められていない事項については、国土交通省の定める「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）」を準拠する。

運用にあたって疑義がある場合は、監督員と協議すること。

## 5 監督職員の実施項目

本要領を適用した監督職員による監督の実施項目は、「図 2 監督職員の実施項目」による。

実施手順	監督職員の実施項目
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施工計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">機器の準備</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">遠隔臨場による 段階確認等の実施</div> </div>	<p>①施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領を適用する「段階確認」、 「材料確認」と「立会」項目</li> <li>・機器構成と仕様 等</li> </ul> <p>②段階確認等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の受領</li> </ul>

図 2 監督職員の実施項目

### (1) 施工計画書の受理

受注者から本要領に基づき提出された施工計画書の内容及び添付資料をもとに、次の事項について確認し、受理する。

#### ア 適用種別

適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目

#### イ 機器構成と仕様

(ア) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様

現場（臨場）にて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様

(イ) Web 会議システム等

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を監督職員等へ配信するために使用する Web 会議システム等

#### ウ 段階確認等の実施

適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法

### (2) 遠隔臨場による段階確認等の実施

#### ア 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の受領

監督職員は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を受注者より受領すること。

監督職員は、設計図書に従って立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により受注者から受領すること。

#### イ 撮影の実施

(ア) 資機材の確認

監督職員は、遠隔臨場による「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施にあたり、事前に受注者と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等の状況について確認を行う。

(イ) 現場（臨場）の確認及び実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。記録にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による実施結果の確認を得ること。

ウ 記録と保存

受注者は、竣工検査時における検査職員による書面検査のため、「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目について、使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で各1枚以上記録・保存すること。

## 6 検査職員の実施項目（書面検査）

竣工検査時における、本要領を適用した検査職員による検査の実施項目は、「図3 検査員の実施項目」による。

実施手順	検査員の実施項目
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施工計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">機器の準備</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">遠隔臨場による 段階確認等の実施</div> </div>	<p>①施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目の確認</li> </ul> <p>②段階確認等の実施状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の授受状況の確認</li> <li>・遠隔臨場の状況（実施状況）の確認</li> </ul>

図3 検査員の実施項目

### (1) 施工計画書の記載事項

監督職員が実施した「施工計画書の受理・記載事項の確認結果」を工事打合せ簿で確認する。

### (2) 段階確認等の実施状況の確認

「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目について実施した状況を確認する。

## 7 留意事項等

### (1) 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、施工者及び監督職員等を対象としたアンケート調査等により依頼があった場合は対応することとする。

### (2) 留意事項

工事記録映像の活用にあたっては、以下に留意する。

- ・受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- ・動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ事故につながる場合があるため撮影しながらの移動には十分に留意すること。また、作業員のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。
- ・受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- ・受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は人物の特定ができないように留意すること。
- ・本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

### (3) その他

本要領に記載されていない事項については、必要に応じて受発注者間の協議により定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行日以降に「執行伺」を起案する工事に適用とする。